

6. 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務手数料

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料【住宅】

一戸建ての住宅、併用住宅の住宅部分

消費税込み 単位:円

新規申請	軽微変更該当証明
41,800	20,900

共同住宅等

消費税込み 単位:円

床面積	新規申請	軽微変更該当証明
300 m ² 未満	81,400	40,700
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	135,300	68,200
2,000 m ² 以上	見積もりによる	

- 床面積は、建築基準法の規定により算定する延べ面積とします。
- 共同住宅等において、一住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とします。
- 共同住宅等の住棟全体の評価において、共用部の審査を行う場合は、非住宅の用途（ハ）に定める料金を加算します。
- 増改築の場合、既存部分を含めた床面積で表を適用します。
- 軽微変更該当証明は、軽微変更ルートCの場合に適用されます。

(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料【非住宅】

手数料

消費税込み 単位:円

用途	床面積	モデル建物法		標準入力法	
		新規申請	軽微変更 該当証明	新規申請	軽微変更 該当証明
(イ)	300 m ² 未満	102,300	51,700	265,100	133,100
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	129,800	62,700	332,200	161,700
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	170,500	84,700	427,900	213,400
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	275,000	137,500	609,400	303,600
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	358,600	178,200	750,200	375,100
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	431,200	214,500	886,600	442,200
	25,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満	504,900	251,900	1,012,000	504,900
	40,000 m ² 以上	見積もり		見積もり	
	300 m ² 未満	73,700	37,400	189,200	94,600
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	95,700	47,300	246,400	121,000

(ロ)	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	127,600	63,800	320,100	160,600
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	205,700	103,400	455,400	227,700
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	268,400	134,200	562,100	281,600
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	321,200	160,600	663,300	332,200
	25,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満	377,300	189,200	756,800	378,400
	40,000 m ² 以上	見積もり		見積もり	
(ハ)	300 m ² 未満	24,200	12,100	28,600	14,300
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	33,000	16,500	37,400	17,600
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	45,100	23,100	51,700	25,300
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	112,200	55,000	119,900	59,400
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	168,300	83,600	176,000	88,000
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	207,900	103,400	217,800	108,900
	25,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満	257,400	127,600	268,400	133,100
	40,000 m ² 以上	見積もり		見積もり	

判定対象となる建築物に計算対象室、設備がない場合（0 m²申請）

消費税込み 単位:円

手数料
16,500

- 床面積は、建築基準法の規定により算定する延べ面積とします。
- 軽微変更該当証明は、軽微変更ルートCの場合に適用されます。
- 非住宅の用途の分類は、以下のとおりです。詳細は(4)用途分類表をご確認ください。

（イ）ホテル、病院、集会所等

（ロ）事務所、物販店舗、学校、飲食店等

（ハ）工場、倉庫等

ただし、一つの棟に複数の用途がある場合は、一部にでも（イ）の用途がある場合は（イ）とし、（イ）の用途が全く含まれず、（ロ）の用途が一部でも含まれる場合は（ロ）の用途とします。

- モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数に応じ、下表で示す係数を判定手数料に乗じた額とします。ただし、モデル数が2以上の場合、工場モデルは1モデルとして計上しません。

モデル数	1	2	3	4	5	6 以上
係数N	1.0	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6

- 標準設計を用いた複数の建築物に係る評価依頼が、一定期間内に見込めるときで、評価が効率的に実施できるとセンターが判断した場合による減額は、判定手数料の 7/10 の額とします。
- 複合建築物に係る料金については、以下によるものとします。
 - I. 複合建築物に係る料金は、住宅部分は(1)住宅の表、及び非住宅部分は(2)非住宅の表によりそれぞれ算定される手数料の合計の額とします。
 - II. 評価の対象となる範囲が住宅部分と非住宅部分のいずれか一方である場合にあっては、対象となる部分の用途に応じ、(1)住宅の表又は(2)非住宅の表により算定される額とします。
 - III. 計画変更において、住宅部分と非住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあっては、変更があった部分に係る変更の料金を適用します。

(3) 計画変更の手数料

消費税込み 単位:円

項目	手数料
計画変更	判定手数料×1/2

- 計画変更について、次の場合は、判定手数料と同額とします。
 - (a) モデル建物法を標準入力法に変更する場合
 - (b) 直前の判定を他機関等から受けている場合
 - (c) 0 m²申請が、その後、省エネ計算を行うことが必要となった場合

(4) 用途分類表

確認申請書第四面に記載する用途区分コードにより以下の分類とします。

分類	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
(イ)	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)	08190
	児童福祉施設等(入所する者の寝室があるものに限る。)	08210
	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	08230
	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	08240
	病院	08260

(イ)	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
(ロ)	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	保育所その他これに類するもの	08180
	助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)	08192
	児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)	08220
	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	08250
	巡査派出所	08270
	公衆電話所	08280
	郵便法(昭和 22 年法律第 165 号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	自動車教習所	08410

(ロ)	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)	08440
	飲食店(次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。)	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前 2 項に掲げるものを除く。)	08460
	事務所	08470
	料理店	08570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)	08650
(ハ)	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場(自動車修理工場を除く。)	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420



(ハ)	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640
住宅	一戸建ての住宅	08010
	長屋	08020
	共同住宅	08030
	寄宿舍	08040
	下宿	08050

「その他 08990」の場合、モデル建物法を適用する場合に利用するモデルに応じて、次の通り判断します。

分類	適用するモデル
(イ)	ビジネスホテル、シティホテル、総合病院、福祉施設、集会所（社寺を除く）
(ロ)	事務所、大規模物販、小規模物販、学校、幼稚園、大学、講堂、飲食店、クリニック、集会所（社寺）
(ハ)	工場